

## 中小企業金融円滑化法の期限到来後の当組合の対応

今年度いっぱいまで中小企業金融円滑化法が終了いたしますが、同法終了後の金融機関の支援姿勢や対応について不安をもっているとの意見も聞かれます。

お客さまや組合員の方が安心してお取引いただけるように当組合の考え方や対応について説明申し上げます。

### 1. 金融円滑化法の終了によって対応が変わってしまうのではないか

「当組合は金融円滑化法施行前からお客さまからの条件変更等のご要望に対し、可能な限り対応して参りました。従って、円滑化法が終了するからといって対応が変わるものではありません。」

### 2. メイン銀行は他にあるが、メインでなければコンサルティング等の取組みをしてもらえないのではないか

「当組合がメインでないお客さまもたくさんいらっしゃいます。しかし、メインでない先もメイン先と同様に当組合にとっては大切なお客さまです。メインでないからといって対応に差をつけるものではありません。」

### 3. 金融円滑化法終了後も支援方針や取組みは変わらないというが、信用組合トップの考えが営業店等現場まで伝わっているのか

「当組合の経営理念である地域貢献・お客さま第一主義を進め、お客さまのお役に立つことが当組合の発展につながることであり、それを実践していく一つの方策として、全店をあげて融資推進に取り組んでいます。

又、顧客支援についてのトップの考え方は朝礼や各種会議、営業店臨店時等職員に周知しています。」

### 4. 支援をするか否かの入口は経営者と直接会っている担当者だと思うが、担当者の能力に格差があるのではないか

「経営支援に対する職員間の能力格差をなくすために、外部研修等に職員を派遣するとともに、土曜学習塾と銘打った勉強会・平日の勉強会等を開催し、能力アップを図っています。また、経験の浅い職員の支援と教育を兼ねて、役席者のフォロー体制も構築いたしております。」